



# 特別管理産業廃棄物処分業許可証

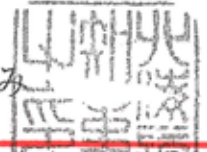
住所 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号

氏名 早来工営株式会社 代表取締役 小松 稔明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成29年7月25日

許可の有効年月日 平成36年7月24日

**許可証確認用**  
複写及び他の使用目的は無効です

## 1. 事業の範囲

焼却（廃油（揮発油類、灯油類、軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジメチルを含むもの。）、廃酸（pH2.0以下のもの又は有機リン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウム、シアン、チオベンゾール、ベンゼン、1,4-ジメチルを含むもの。）、  
 廃アルカリ（pH12.5以上のもの又は有機リン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウム、シアン、チオベンゾール、ベンゼン、1,4-ジメチルを含むもの。）、  
 感染性産業廃棄物、汚泥（有機リン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウム、シアン、チオベンゾール、ベンゼン、1,4-ジメチルを含むもの。）、  
 中和（廃酸（pH2.0以下のもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、  
 硫化・中和（廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん、汚泥（以上5種類は水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの（水銀回収義務がないものに限る。）。）、燃え殻（カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。）、  
 還元・中和（廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん、燃え殻、汚泥（以上6種類は六価クロム化合物を含むもの。）、  
 コンクリート固型化（銻さい、ばいじん、汚泥（以上3種類は水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの（水銀回収義務がないものに限る。）。）、燃え殻（カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの。）、  
 シアンの分解（廃酸、廃アルカリ、汚泥（以上3種類はシアン化合物を含むもの。）、  
 埋立（廃石綿等）。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設別紙のとおり

3. 許可の条件  
\*\*\*\*\*



(2/3)

許可番号 第00190001169号  
許可業者の名称 早来工営株式会社

4. 許可の更新又は変更の状況

(平成 7年 7月25日 新規許可)

平成12年 7月25日 許可の更新

平成13年 4月19日 変更許可 (焼却(廃油(揮発油類、灯油類、軽油類、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロタン、1,1,2-トリクロロタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むもの。)、廃酸、廃アルカリ(以上2種類は有機燐化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロタン、1,1,2-トリクロロタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。)、感染性産業廃棄物、汚泥(有機燐化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロタン、1,1,2-トリクロロタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。))、中和(廃酸(pH2.0以下のもの。))、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。))、硫化・中和(廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん、汚泥(以上5種類は水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。))、燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。))、還元・中和(廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん、燃え殻、汚泥(以上6種類は六価クロム化合物を含むもの。))、コンクリート固型化(銻さい、ばいじん、汚泥(以上3種類は水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの。))、燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの。))、シアンの分解(廃酸、廃アルカリ、汚泥(以上3種類はシアン化合物を含むもの。))の追加。)

平成17年 7月25日 許可の更新

平成19年 4月25日 変更許可 (焼却(廃アルカリ(pH12.5以上のもの。))の追加。)

平成22年 7月28日 許可の更新

平成28年 7月27日 変更許可 (焼却((廃油(1,4-ジメチルを含むもの。))、廃酸(pH2.0以下のもの又は1,4-ジメチルを含むもの。))、廃アルカリ(1,4-ジメチルを含むもの。))、汚泥(1,4-ジメチルを含むもの。))、硫化・中和(廃水銀等)、埋立(廃水銀等を処分するために処理したもの)の追加。)

平成29年 7月25日 許可の更新

平成29年10月 1日 施行令改正 (硫化・中和(廃水銀等)、埋立(廃水銀等を処分するために処理したもの)の削除、水銀回収義務がないものに限る旨の加筆。)

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

平成29年10月2日 許可証の書換交付(事業の範囲の変更)

(胆振総合振興局)

早来工営

早来工営



(特別管理産業廃棄物処分業許可証別紙)

許可番号 第00190001169号  
許可業者の名称 早来工営株式会社

施設の種類 安定型及び管理型最終処分場  
設置場所 勇払郡安平町早来新栄21番1  
処理能力 118,504m<sup>3</sup>、1,040,014m<sup>3</sup>  
(うち第6期分20,487m<sup>3</sup>、186,856m<sup>3</sup>)  
許可年月日 平成23年 5月26日  
許可番号 胆環生第826号  
設置年月日 平成24年12月18日

施設の種類 汚泥、廃油、産業廃棄物の焼却施設  
(NO.1ロ-ケ-キルン)  
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6  
処理能力 (汚泥)  
76.6m<sup>3</sup>/日(24時間)、3.19m<sup>3</sup>/時間  
(廃油)  
14.8m<sup>3</sup>/日(24時間)、0.62m<sup>3</sup>/時間  
(産業廃棄物)  
39.1m<sup>3</sup>/日(24時間)、1.63m<sup>3</sup>/時間  
届出年月日 平成 2年 7月13日  
届出番号 衛施第9-33号、衛施第9-34号  
設置年月日 平成 3年 9月19日

施設の種類 汚泥、廃油、産業廃棄物の焼却施設  
(NO.2ロ-ケ-キルン)  
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6  
処理能力 (汚泥)  
76.6m<sup>3</sup>/日(24時間)、3.19m<sup>3</sup>/時間  
(廃油)  
14.8m<sup>3</sup>/日(24時間)、0.62m<sup>3</sup>/時間  
(産業廃棄物)  
39.1l/日(24時間)、1.63l/時間  
届出年月日 平成 2年 7月13日  
届出番号 衛施第9-36号、衛施第9-37号  
設置年月日 平成 3年 9月19日

施設の種類 廃酸、廃アルカリ、産業廃棄物の中和・硫化・還元  
施設  
(20m<sup>3</sup>シッケ-2基、10m<sup>3</sup>シッケ-2基)  
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6  
処理能力 480m<sup>3</sup>/日(24時間)、20m<sup>3</sup>/時間  
届出年月日 平成 2年 7月25日  
届出番号 衛施第9-47号  
設置年月日 平成 3年 9月19日

施設の種類 汚泥、産業廃棄物のコンクリート固型化施設  
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6  
処理能力 0.6m<sup>3</sup>/日(24時間)、0.025m<sup>3</sup>/時間  
届出年月日 平成 2年 7月25日  
届出番号 衛施第9-49号  
設置年月日 平成 3年 9月19日

施設の種類 廃酸、廃アルカリ、汚泥に含まれるシッケ-化合物の  
分解施設(10m<sup>3</sup>シッケ-2基)  
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6  
処理能力 160m<sup>3</sup>/日(24時間)、6.67m<sup>3</sup>/時間  
届出年月日 平成 2年 7月25日  
届出番号 衛施第9-50号  
設置年月日 平成 3年 9月19日

施設の種類 保管場所 1  
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6  
面積 27m<sup>2</sup>  
種類 廃油  
保管上限 54m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 2  
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6  
面積 27m<sup>2</sup>  
種類 廃酸  
保管上限 54m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 3  
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6  
面積 27m<sup>2</sup>  
種類 廃アルカリ  
保管上限 54m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 4  
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6  
面積 7.5m<sup>2</sup>  
種類 鋳さい  
保管上限 15m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 5  
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6  
面積 13.5m<sup>2</sup>  
種類 ばいじん  
保管上限 27m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 6  
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6  
面積 13.5m<sup>2</sup>  
種類 燃え殻  
保管上限 27m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 7  
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6  
面積 13.5m<sup>2</sup>  
種類 汚泥  
保管上限 27m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 8 (30klタンク2基)  
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6  
種類 廃油  
保管上限 60kl (2基分合計)

